

卸売市場法第13条第5項第4号イ及びロ

- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められていたとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
- イ 卸売業者の生鮮食品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
- ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法